

第 69 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 25 年 10 月 30 日（水）10：00 ～ 11：00

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員、深尾委員、川崎委員、北村委員、西郷委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

甘利内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、新藤総務大臣、松元内閣府事務次官、前川内閣府官房審議官、井内内閣府官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田中総務省総務審議官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 統計委員会委員の発令について
- (2) 委員長の互選及び委員長代理、部会長の指名等について
- (3) 諮問第 58 号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」
- (4) 諮問第 59 号「造船造機統計調査の変更について」
- (5) 諮問第 60 号「科学技術研究調査の変更について」
- (6) 諮問第 61 号「全国消費実態調査の変更について」
- (7) 統計委員会臨時委員、専門委員の発令等について
- (8) その他

5 議事録

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第69回「統計委員会」を開催させていただきます。私は、本委員会の事務局を務めます内閣府統計委員会担当室長の村上と申します。

委員長を選任いただくまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、甘利経済財政政策担当大臣と新藤総務大臣に御出席いただいております。

第4期新メンバーによる初回の会議でございますので、会議の開催に当たりまして、両大臣から御挨拶をいただきます。

それでは、まず統計委員会を担当している甘利大臣から御挨拶をお願いいたします。

○甘利内閣府特命担当大臣 おはようございます。経済財政担当大臣の甘利明でございます。

統計委員会の委員の皆様におかれましては、今月の14日に御就任をいただいて、新しく御就任いただいた方と、再任させていただいた方といらっしゃると思いますが、いずれにいたしましても、就任をいただいてからこれが最初の委員会になるわけでございます。

まずは学会等で御活躍をされている皆様、大変御多忙の身であるにもかかわらず、委員をお引き受けいただいたことに感謝を申し上げます。

統計委員会は、平成19年10月に発足をいたしました。これまで3期6年にわたりまして、専門的かつ中立的な立場、観点から我が国における統計整備を推進していただいたわけがあります。

特に、平成21年度に始まりました公的統計の整備に関する基本的な計画につきましては、当初の立案のみならず、毎年のフォローアップに御尽力をいただくとともに、国勢調査であるとか、あるいは国民経済計算などの重要な統計について、御審議をいただけてきました。

統計というのは、私が言うまでもなく、社会経済の実態を映し出すいわば鏡であります。

また、エビデンスである統計に基づいて、政策を立案そして推進をすることの重要性、これがますます高まっているわけでありまして。政府の「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太方針でありますけれども、これにおきましても、政策評価に必要な統計整備というものを各政策実施府省において進めることとされているところであります。

今期の統計委員会におきましては、平成26年度から始まります新たな「基本的な計画」に関する審議、重要な統計に関する審議が予定をされております。委員の皆様におかれましては、委員会及び部会に積極的に御出席をいただきまして、活発な審議を通じて公的統計の改善・発展に向けて、御尽力をいただきたいと思います。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 ありがとうございます。

それでは、次に、統計制度を所管いたします新藤総務大臣から御挨拶をお願いいたしま

す。

○新藤総務大臣 おはようございます。

皆様方には統計委員に御就任頂きまして、誠にありがとうございました。大変御多忙の方々でございます。これから年末年始を迎えますが、さらに御用が増えるこの時期に、このようにお越し頂き、精力的な御審議を賜ることを、まず冒頭に御礼申し上げさせていただきたいと存じます。

そして、統計委員会への審議件数の9割以上が私ども総務省からのお願いごとでございます。これらを審議していただきまして、統計行政の改善に御尽力頂いていることに重ねて感謝申し上げます。

甘利大臣からもお話がありましたが、公的統計は社会的な基礎データであると考えております。

一方で、この統計データを活用して新たなイノベーションとか、新たなサービス、暮らしに向けての応用データにもなっていると考えております。このため、統計の活用の仕方について、不断の見直しをしつつ、時代に合わせた新しい取組をすることは極めて重要だと思っております。したがって、公的統計としての役割を果たしつつ、今後、特にICT化が進む中で、ビッグデータ、オープンデータ、さらには統計の電子化というものも必要である、このように思っておりますので、そういったことを諮問案の中にも付せさせていただきました。ぜひ本委員会におきまして、精力的な御審議を賜りたいと、このように思っておりますし、また、皆様方に提出した諮問案は、更に審議していただいて基本計画の充実、発展に向けた御意見を頂きたいと思っております。

最後にもう一度言いますが、御多忙の時期で恐縮でございますけれども、私は、ぜひ統計のもう一つ新しい時代を作りたいと、このように思っている次第でして、省内で色々な協議をしているのでありますけれども、皆様方に素晴らしい審議を頂けますようお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきたいと存じます。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 ありがとうございました。

それでは、委員等の発令報告ということで、資料1を御覧いただけますと、統計委員会委員が10月14日付で任命されております、資料1にある13人の方々が新たに委員として任命されております。

なお、本日は中山委員が後ほど御出席、それから黒澤委員と白波瀬委員が御欠席ということでございます。

では、続きまして、本委員会の委員長を選任いただきたいと思いますと考えております。

これにつきましては、統計法第49条第1項の規定に従いまして、委員の互選によることとされております。

互選ということですので、どなたか御推薦などございましたら、お願いいたします。

西郷委員、お願いします。

○西郷委員 私は、樋口委員を推薦したいと思います。

理由は、先ほど大臣のほうからも言及がありましたけれども、今、新しい基本計画の策定中で、その策定の過程で今まで陣頭指揮をとってこられた樋口委員長にこのまま続投いただくというのが統計委員会にとっては一番いいことだと思います。

樋口委員長は、私が存じ上げているだけでも、長がつくポジションをたくさん引き受けておられて、大変お忙しいということは存じているのですけれども、是非統計委員会のために今後もまた、引き続いて委員長の職を担っていただければと思います。

以上です。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 ありがとうございます。

津谷委員、お願いします。

○津谷委員 私も、西郷委員の御提案に賛成いたします。樋口委員に是非統計委員会の委員長をお続けいただきまして、リーダーシップをとっていただきたいと思います。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 ありがとうございます。

ただいま、お二人の委員から樋口委員を委員長に推薦する御意見がございましたけれども、ほかの皆様方はいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 ありがとうございます。

そういたしましたら、御異議がございませんようですので、樋口委員に本委員会の委員長をお願いしたいと思います。

それでは、恐縮ではございますけれども、樋口委員には委員長席にお移りいただくということで、こちら側にお越しいただきまして、御就任の挨拶をいただければと考えております。

(樋口委員、委員長席に移動)

○樋口委員長 ただいま、皆様から御推挙をいただきましたので、委員長の席をお引き受けしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

また、本日は、お忙しい中、甘利内閣府特命担当大臣、そして新藤総務大臣にも御出席いただき、また御挨拶をいただきまして、ありがとうございます。

今のお話にもございましたように、統計の整備、特に高質な統計をいかに整備していくかということは、非常に重要なことでもあります。

それで、ますます、最近その重要性が高まっているのだろうということでありまして、国民の意思決定を行う上で欠かすことのできない高質な統計。これを整備するということは、社会のインフラストラクチャーを整えていくというような意味におきましても非常に重要だと考えております。

このような視点から、私ども何とか有識者といえますか、持っている知見を全て使って、この統計の高質改善に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 ありがとうございます。

では、ここで甘利大臣は公務のため退席なさいます。

本日は、御出席いただきまして、ありがとうございます。

(甘利内閣府特命担当大臣退室)

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、以後の進行は樋口委員長にお願いしたいと存じます。

では、樋口委員長、お願いいたします。

○樋口委員長 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、諮問第58号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」につきまして、諮問者であります新藤大臣から御諮問お願いいたします。

○新藤総務大臣 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について、諮問させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(新藤総務大臣から樋口委員長へ基本計画の変更に係る諮問を手交)

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

新藤総務大臣も公務のため、ここで退室いただきます。

御出席どうもありがとうございました。

(新藤総務大臣退室)

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、恐縮ではございますけれども、カメラの撮影につきましてはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ただいま、新藤大臣のほうからこの諮問をいただきましたが、本日、この後、基本計画部会が予定されております。詳細につきましての御審議、御説明はそちらに譲るといふことにしたいと思っております。

また、この諮問案につきましては、基本計画部会に付託するということにしたいと思います。

同部会は、本委員会の終了後に直ちに引き続いて開催となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

では、次に、本日用意されております資料につきまして、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、本日の議事と資料を確認させていただきます。

まず、委員の皆様方の辞令につきましては、お手元の封筒に入れさせていただいておりますので、あわせて御確認のほどをお願いいたします。

議事次第を御覧いただきまして、本日のこの後の議事でございますけれども、議事(2)委員長代理、部会長の指名等を行っていただきます。

資料は、ただいまお配りしております資料2です。

その後、議事の(3)は終わりましたので、議事の(4)から(6)につきまして、3つの統計の諮問がなされる予定です。

それぞれ対応する資料は資料4から6です。

その後、資料7、8に沿って、本日の諮問を審議するために必要な臨時委員、専門委員の発令についての説明、部会への所属の指名等を行います。

最後に報告事項があります。

私のほうからは以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に戻ります。

本日、新メンバーによる初会合ということでございますので、これまで御尽力いただきました委員につきまして、簡単に自己紹介のほどをお願いしたいと考えております。

まず、川崎委員から順次お願いしたいと思います。

○川崎委員 日本大学の川崎と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

このたび、初めての任命ということですので、できるだけ努力してまいりたいと思います。

よろしくよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 では、北村委員、お願いします。

○北村委員 一橋大学経済研究所の北村でございます。

今回、再任ということですが、引き続きよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 西郷委員、お願いします。

○西郷委員 早稲田大学の西郷と申します。

私も再任ということですが、引き続きよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 津谷委員、お願いします。

○津谷委員 慶應義塾大学の津谷でございます。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 中村委員。

○中村委員 法政大学の中村でございます。

2期目になりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 野呂委員、よろしくお願いいたします。

○野呂委員 ニッセイ基礎研究所の野呂でございます。

新任でございます。産業界の立場から少しでもお役に立てればと思います。

よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 廣松委員、お願いします。

○廣松委員 情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。

引き続きよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 深尾委員、お願いします。

○深尾委員 一橋大学経済研究所の深尾と申します。

私も再任ですが、よろしく願います。

○樋口委員長 前田委員、願います。

○前田委員 日本銀行調査統計局の前田と申します。

新任でございます。

どうぞよろしく願います。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、委員長代理の指名を行わせていただきたいと思います。

統計法第49条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」と規定されております。そこで、委員長代理を指名させていただきたいと思います。委員長代理に、深尾委員に願いたいと思います。

深尾委員、いかがでしょうか。

○深尾委員 お引き受けさせていただきます。

○樋口委員長 どうぞよろしく願います。

それでは、次の議事に入ります。

まず「部会長並びに部会に属すべき委員の指名」の件です。

その前に、現在、統計委員会に設置しております部会の確認をさせていただきたいと思っております。

参考資料5として配付しております「統計委員会部会設置内規」のとおり、現在、統計委員会には7つの部会が設置されておりますので、御確認ください。

ただいま事務局から配付させていただきました資料2につきまして、まず、部会に属すべき委員の指名でございますが、統計委員会令第1条第2項の規定により「部会に属すべき委員は、委員長が指名する」とされておりますので、10月14日付で発令されました委員の皆様に関しまして、記(一)のとおり、本日付で指名させていただきます。

どうぞよろしく願います。

また、部会長の指名につきましても、統計委員会令第1条第3項の規定によりまして「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する」とされておりますので、これもそこにありますように、次のとおり、指名させていただきたいと考えております。

まず、基本計画部会長は委員長であります私が兼務したいと思っております。国民経済計算部会長には深尾委員、人口・社会統計部会長には白波瀬委員、産業統計部会長には西郷委員、サービス統計・企業統計部会長には廣松委員、統計基準部会長には中村委員、匿名データ部会長には北村委員に願いたいと考えております。

なお、部会長を選ぶに際しまして、これまで統計委員会の役割に配慮するとともに、2期目の委員には必ず一つ部会長をお務めいただきたいと考えておりますので、それを原則として選任させていただきました。

なお、委員会の部会に所属する委員につきましては、各委員の専門分野のほか、これまでの統計委員会における委員または専門委員としての経験などを総合的に勘案いたしまして決定いたしました。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、御尽力いただくことをよろしくお願ひしたいと思っております。

活発な議論をそれぞれの部会で開くことによって、質の高い統計に大きく寄与することができるのだろうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

諮問第59号の「造船造機統計調査の変更について」につきまして、これは総務省からの諮問でございますので、説明をお願いいたします。

○坂井総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、最初に政策統括官室から説明をさせていただきます。

今回の諮問案件の1つ目でございます。

資料4を御覧ください。

かがみにありますとおり、諮問第59号「造船造機統計調査の調査計画の変更について」です。

政策統括官室ですが、審査を担当いたします立場から、調査の概要、主な変更内容、そして本委員会で御審議いただきたい重点事項の計3点について簡単に御説明いたします。

まず1点目の調査の概要です。

クリップをお外しいたしまして、一番下の「資料4の参考」というものを御覧ください。

本調査は、造船及び造業の実態を明らかにすることを目的としまして、昭和25年から全数調査として実施されております。非常に歴史が長い統計調査です。

調査の対象ですが、造船調査は船舶の製造等を行う計約900工場、それから造機調査は、いわゆるエンジンを含む船の内装等を行う計約600工場です。

周期ですが、造船調査が毎月、造機調査が四半期ごととなっております。

主な利用状況ですが、1枚めくっていただいて5ページを御覧ください。

ここにありますとおり、代表的な利用例といたしましては、内閣府の国民経済計算、経済産業省のIIP、そしてI0基本表の基礎データとしての利用のほかに、後ほど説明しますが、造船業自体が業況の変動がかなり大きいということもありまして、中小企業信用保険法に基づく事業所に対する融資の際の基礎資料というものに活用されております。

2点目といたしまして、主な変更内容です。

同じく「資料4の参考」の6ページを御覧ください。

変更内容ですが、大きく分けて2点あります。

1つは上の四角囲みの「調査事項に係る変更」、2つ目は下の四角囲みの「集計事項に係る変更」です。

内容に入ります前に、若干、今回の変更に至る造船業を取り巻く業界の状況等について、口頭で御説明いたします。

造船業自体は為替の変動が著しく大きく、世界的に見ても、中国、韓国等の間で激しい受注競争にさらされていると聞いております。

このため、今般、国土交通省において、政策の軸足を従来の業界再編、いわゆる経営統合と合わせ、国際競争に耐え得るような体質強化を図っていくというように聞いております。

このような背景の下で「調査事項に係る変更」の1つ目ですが、新たに製造船舶に関する「受注」と「契約年月日」を追加されるということです。

その一方で、報告者の負担軽減ということ踏まえまして「主機関」いわゆるエンジンを削除されるということです。

2つ目の四角囲み、下の方ですが、当然のことながら、今回、受注を追加されますので、集計事項につきましても、受注隻数、それから受注トン数を把握されるということです。

若干、調査事項の変更イメージを御理解いただくために、調査表等で御説明いたします。

別途席上配布させていただいております造船調査票の新旧のイメージ表、これはA3縦判でございます。お開きいただきたいと思います。それと記載イメージといたしまして、A4判の横表を用意させていただいております。

まずA3判の表でございますが、上は新しく変更したもの、下が旧版です。

調査票の上の表側、いわゆる表の左側の区分欄で、「1. 起工」の上に「0. 受注」額があります。また表の頭の部分を右にずっと見ていただきますと「契約年月日」が追加されております。

一方、現行の調査票の中ほどに「主機関」という赤いマーカーをつけさせていただいていますが、これが削除されることとなります。

工場における実際の記載イメージをつかんでいただくために、A4判の横表を御覧いただきたいと思っております。

上から読み上げますと、まず「受注月平成26年1月」が欄外にございます。

その月は受注について一応記載する。その後、これは26年1月なのですが、起工につきましましては29年2月と約3年後になります。

ちなみに、この間の期間は、特に工場等は報告の必要はありません。

ずっと下に下っていただいて、「進水月平成29年7月」がございます。この月に初めて中ほどに「船名」とございますが、そこに「統計丸」と置かせていただいておりますが、ここでの船名が初めて出ます。

その後、進水してから竣工まで、ここもまた同じく記載の必要はございません。

ただし、竣工月、右のほうにずっと行っていただきますと、「船価（千円）」がございます。これは船価は竣工時のみ記載いただく。

その理由につきましましては、業界におきましては、船価というものが競争政策上、非常に

ナーバスな情報であるということで、実績ベースでしか記載できないという状況でございます。

調査票のイメージは以上です。

続きまして、3点目、本委員会において、では何を御審議いただくか、重点的に審議いただきたい事項をまとめたものです。

「資料4の参考」にお戻りいただきまして、2ページの3を御覧いただきたいと思います。

大きく3点あります。

まず1点目は、今回変更される船舶の受注状況につきまして、これが本当に適切に把握できるものなのか。また国土交通省がおっしゃるとおり、各種施策に有効に使えるものなのかということについて御審議・御確認いただくというものが1点目です。

2つ目は、本委員会の答申における今後の課題への対応といたしまして、前回の答申におきまして、今回は造船調査でございますが、前は造機調査、いわゆるエンジンに関する調査について、指摘がなされております。

これは具体的には①アンダーラインをつけておりますけれども、母集団情報の把握が適切であったかどうか。②といたしまして、調査対象の裾切りがなされておりますが、それは生産高等を把握する上で適切なものかどうかということについて、前回答申で指摘を受けておりますので、その点についての検討状況をお聞きするということです。

3つ目でございますが、本委員会の公的統計の整備に関する基本計画における指摘への対応が適切になされているか。

御案内のとおり、本統計を含む生産動態統計は6本あります。その6本の統計について、本委員会において、一本化するというを一応御答申いただいております。これにつきまして、本調査においては、実は生産、出荷、在庫の用語及び定義のみを統一していこうという方向で、本委員会で御議論いただきました。

つきましては、この統計調査について、その方向性に沿った適切な対応がなされているかどうかを御審議いただくというものです。

なお、以上の3つに加えまして、去る6月14日の閣議決定であります経済財政運営と改革の基本方針においてオンライン調査の促進が重要とされたことを踏まえ、本調査におけるオンラインの推進状況というものについても、あわせて御審議いただくこととなると思っております。

政策統括官室からの説明は以上です。

補足がございましたら、国土交通省からお願いいたします。

○稲本国土交通省総合政策局情報政策課交通統計室長 国土交通省です。

ただいまの説明についての補足というわけではございませんが、受注から竣工までに至る平均的な期間等を実績ベースで公表できるのではないかという課題につきまして、補足の説明をさせていただきます。

まず、造船調査における、起工から竣工の年月日につきましては、調査票の内容審査時に調査の対象月と各製造過程の報告時期が一致しているか等の確認に使用しております、より正確な造船統計の作成のために、必要な調査事項として調査しております。

受注から竣工までの各期間の集計公表につきましては、造船所の状況や船舶の大きさ、また船種等により異なることから、それぞれの船舶ごとのより詳細な分析において活用の余地はあるものの、それを統計として公表する限りにおいては、一定のスキームのもと集計せざるを得ないことから、行政上におきましては、活用の余地が見当たらないというのが現状です。しかしながら、政策以外のニーズ等につきましても、今後、把握することに努めていきまして、その必要に応じまして検討してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

この件につきましては、産業統計部会に付議し、詳細については同部会で御審議いただきたいと考えておりますが、本委員会におきまして、特段の御質問、御意見がありましたら、お願いします。

課題については、これはそれぞれの造船の事業所について、質問、回答をしていただくという調査内容になっているわけでありますが、見方を変えますと、それぞれの船について、受注、起工、進水、竣工というような、それを追跡していくパネルデータになっているというようなことでして、その特性といったものを生かさない手はないのではないかなというようなことから、その期間がどのように推移していくのかというようなことを公表できるものであれば、検討していただきたいとお願いしたところでありますが、今、御指摘のように、政策上は必要ないというようなことであれば、また部会のほうで御審議いただければと考えております。

よろしいでしょうか。

よろしければ、本件につきましては、産業統計部会で御審議いただき、その結果を本委員会のほうに御報告いただきたいと思っております。

西郷部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に移ります。

諮問第60号の「科学技術研究調査の変更について」につきまして、総務省からこれも御説明をお願いいたします。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、諮問の概要について御説明させていただきます。

今回の諮問はお手元の資料、続きまして資料5をお手元に御用意ください。

資料5にございますとおり、今回、諮問第60号「科学技術研究調査の変更について（諮問）」、調査計画の変更ということです。

私からは、審査を担当する立場から、調査の概要、主な変更内容、そして本委員会で御審議いただきたい重点事項、この3点について簡潔に御説明を申し上げます。

まず1点目、調査の概要です。

クリップを外していただきまして、一番下にあります右肩のところに四角で囲んであります「資料5の参考」という資料をお手元に御用意ください。

こちらの5ページをお開きいただければ幸いです。

本調査、冒頭、上にございますけれども、目的のところ、科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得るということを目的とする調査でして、昭和28年から開始されておりました、毎年調査を実施しているものです。

調査の対象につきましては、「企業」そして「非営利団体・公的機関」そして「大学等」という形になっておりました、調査票もこれに対応しまして、甲乙丙と3つの調査票がございます。それぞれ調査関係従事者数ですとか、研究費等について調査をしているところです。

こちらの調査の主な利用状況です。

1枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。

代表的な利用例といたしましては、科学技術基本計画（閣議決定）でございますが、こちらでの利用、あるいは男女共同参画計画、こちらも閣議決定ですけれども、こちらでの利用、あるいは国民経済計算の推計における活用というもののほか、国際比較のための利用、さらには民間での利用と広く活用されているというものです。

続きまして、今、御覧いただいている資料の1ページに戻っていただきます。

「諮問の概要」のところ、「2 変更の概要」というところを御覧いただければと思います。

今回の変更の内容ですけれども、大きく2点あります。

1つ目が（1）で書いてあります「報告を求める事項」の変更ということです。

変更事項としては、こちら「ア」から「カ」までの6つの事項がございますけれども、こちらにつきまして、例えば記入者負担の軽減の観点、あるいは女性研究者の支援施策に関する観点、あるいは研究開発に関する統計データの収集・分析についての国際基準「フラスカチ・マニュアル」というものがありますが、それへの対応の観点等々、そういった観点から報告を求める事項につきまして、追加・削除・統合・分離独立といった変更を行うというものです。

例えば、アにございますとおり、営業利益高というもの。これまでとっておりましたけれども、こちらにつきましては、他の統計の調査票から分析可能であること等から本調査の調査票からは削除するというもの。

あるいはウにありますとおり、女性研究者の内訳を新たに把握しようとするもの。

それから1枚めくっていただきまして、エにありますとおり、国際基準「フラスカチ・マニュアル」への対応等の観点から、「無形固定資産の購入費」あるいはその内訳としての「うちソフトウェア」という欄を新たに独立して設けようとするものなどという形にな

っております。

2つ目が1枚めくっていただきまして、上のほうにあります「(2)集計事項」の変更です。

こちらは、先ほど御説明いたしました「報告を求める事項」の変更に合わせて、集計事項についても変更を行おうというものです。

次に、説明事項の3点目です。

本委員会で審議をお願いしたい重点事項について、3ページの「3 審議すべき重点事項」というところがあります。

大きく3点あります。

まず「(1) 前回答申時における今後の課題の検討状況」です。

こちらにつきまして、ア・イの2点ございまして、1点目「ア 定期的な見直し」というところです。

こちらは、前回の答申が平成24年にありました。ただ、その前の前々回答申が平成13年であったということで、その間、約10年程が経過していたということがありまして、不断の見直しが必要という指摘がなされていたところです。

2点目が「イ フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」ということでして、前回答申時には対応できなかった4つの事項、①～④と書いてございますけれども、そちらについても検討を求めているというものでして、これらの課題への対応状況ですとか、検討状況などについて、御検討願いたいというものです。

次に、4ページのほうに移っていただきまして、中ほどです。

「(2) 報告者負担の増加への対応について」です。

こちら、今回、変更計画におきましては、調査項目が増加するということになっておりますけれども、報告者負担の観点からその点が問題ないかどうかについて御検討、御確認願いたいというものが2点目です。

最後、3点目です。

「(3) 科学技術に係る統計調査の体系について」ということです。

科学技術研究調査に関連する調査としては「全国イノベーション調査」など、幾つかありますけれども、この本調査とこれらの統計調査との役割分担等々について、整理・御検討を願いたいというものです。

私からの説明は以上です。

○樋口委員長 よろしいですか。

補足説明。

○栗田総務省統計局統計調査部経済統計課長

調査対象となります研究員に無給の方が含まれるかという点について補足させていただきますと、この調査におきましては、研究活動に投入された人的資源を正確に把握するため、有給、無給にかかわらず、調査の対象としております。

以上です。

○樋口委員長 それでは、本件はサービス統計・企業統計部会に付議し、詳細についてはそちらで御議論いただきたいと思っておりますが、特段の御質問、御意見はありますか。

深尾委員。

○深尾委員 2点意見を述べさせていただきます。

1つは、今、御説明にもありましたが、国民経済計算におけるR&Dの資本化との関係の問題について、是非留意して検討していただきたいということです。

統計委員会でも既に前にも議論があったと思いますけれども、資本化で先行したオーストラリアや米国ではR&D統計の実施部局と国民経済計算の作成部局との間で緊密な連携がとられたということが知られています。

日本でもそういう緊密な連携がとられているかどうかということを確認しながら進めていただければと思います。

2点目は、OECDとの連携です。これは既に重点事項にも指摘されていますが、例えば統計委員会と有識者の懇談会で、以前、OECDでR&D統計を担当している委員会であるネスティのメンバーである成城大学の伊地知先生に報告していただいたときに、彼からも御指摘があったと思うのですが、必ずしも国際比較という面で、日本はOECDに十分な情報の提供がされているとは言えない現状だと思えます。

特に、産業分類がOECDが求めている詳細な産業分類と日本標準産業分類が異なるといったこともあって、十分に例えばOECDの国際比較統計で日本の産業別の情報等が十分に表章されていないという問題があるかと思えます。

これはもちろん、報告者の負担とか、標本数等の制約があるかと思えますが、標本設計とか、作表時の秘匿の扱い等を留意することで、できるだけ国際比較統計が充実するように統計の設計時に考えていただければと思います。

関連して、この留意事項にも書いてありますが、全国イノベーション調査についても、イノベーション調査、OECD、縦断的に行われていて、このネスティで議論もされていると思いますので、そのOECDの動向も配慮して、この科学技術に関する統計調査の体系についても考えていただきたいと思えます。

あと、フラスカチ・マニュアルについても、ここに書いてありますけれども、ネスティでは、たしかフラスカチ・マニュアルの改定について既に議論に入られていると思えます。

今回、審議に当たって、間に合うかどうかという問題がありますが、改定の方向性についても視野に入れながらできれば議論していただければと思います。

以上2点です。

○樋口委員長 ほかにいかがでしょうか。

研究者の数の調査のところというのが実は調査票を見ても、あるいは今回の概要を見ましても、従業者数を調査するとなっているのですね。

従業者数というと、通常は対価を受けて働いている者ということで、例えば大学院生の

アンペイドといますか、無給の研究者とか、そういったものは含まないのだろうと判断していたのですが、いや実はそれは含みますというようなことになっておりまして、例えば、この調査票を見ても、裏面のところに従業者数、3月31日現在を記入してくださいと書いてあるのですが、その従業者数とここに明記されているのですが、その中に大学院の博士課程の在籍者、これは学生ですね。これも書くようにということで、総数が上のほうにあらわれてくるわけですが、そうすると、必ずしも雇われている者あるいは給料をもらっている者だけではないとなっているのですが、そこがちょっとはっきりしないなという。

回答者はどう判断するのだろうか。例えば、大学院生の中でもRAとかTAとか、給与をもらっている者がいますが、そういったものを書くのか、それとも無給の単なる大学院の博士課程の学生もそこに含んで書くのかというのがわからなかったもので、御質問をさせていただいたということです。

それは部会で御審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにかがでしょうか。

本件につきましては、サービス統計・企業統計部会で御審議いただきますので、本委員会でその結果を御報告いただきたいと思いますと思っております。

廣松部会長、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

諮問第61号の「全国消費実態調査の変更について」につきまして、総務省からこれもお願いいたします。

○坂井総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、引き続き、政策統括官室から説明させていただきます。

今回の諮問案件の3つ目です。

資料6を御覧いただきたいと思えます。

かがみに諮問第61号、全国消費実態調査の調査計画の変更でございます。

同じく統括官室といたしましては、調査の概要、変更の内容、そして本委員会で御審議いただく重点事項の計3点について簡潔に御説明いたします。

まず1点目は「調査の概要」でございます。恐れ入りますが、クリップをお外しいたゞき、一番下の「資料6の参考」の6ページを御覧ください。

ここにありますとおり、本調査は家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準、構造等に関する基礎資料を得ることを目的といたしまして、昭和34年から標本調査として実施されております。

非常に歴史が長い調査になっております。

「調査の対象」ですが、2人以上の世帯が、約5万2,400世帯、単身世帯が約4,400世帯の合計約5万6,800世帯を対象とする甲調査と、それから毎月実施されております家計調査終了後の2人以上の世帯、約700世帯に対する乙調査の2つで構成されております。

主な利用状況ですが、1枚めくっていただいて、7ページを御覧ください。

ここにありますとおり、代表的な利用例としては、国においては年金の在り方の基礎資料、生活保護基準の評価・検証に利用されておりますほか、SNA推計の基礎資料としても利用されております。

地方におきましては、地域の消費動向指数の基礎資料として利用されております。

裏面を見ていただきますと、このほかにも政府の各種白書や学術研究等ということで、幅広く利用されております。

2点目といたしまして、主な変更内容です。

同じく「資料6の参考」の9ページを御覧ください。

変更内容ですが、上の四角囲みの「調査事項」に関する変更事項と、下の四角囲みの「調査方法」に関する変更事項と2つで構成されております。

まず「調査事項」に関する変更の理由ですけれども、ここに書かれておりますとおり、大きく5点あります。簡単にいくつか御説明しますと、1つ目の介護と消費の関係ですが、これにつきましては、本年6月の骨太で、持続可能な社会保障の実現等が記載されており、これに対応するための変更です。

2つ目の育児と所得との関係ですが、これにつきましては、先般の安倍総理の成長戦略スピーチ等に対応するための変更です。

下のほうに移りまして、5つ目でございますが、これは統計調査として記入者負担の軽減、結果精度の向上等を図るための変更です。

少し変更のイメージを御理解いただくために「資料6の参考」の諮問の概要を再度御覧いただきたいと思っております。

1ページを御覧ください。

調査事項は、実は50事項程度に上りまして、相当多岐にわたっております。それを諮問の概要では一応類型化いたしました。

簡単に申しますと、2の(1)は調査事項の変更で、アの新設からウの削除まで3類型あります。

このような形で、調査事項については、かなり多様な変更をされております。

続きまして、2つ目の変更事項、3ページ下の(2)に飛びまして恐縮ですが、御覧いただきたいと思っております。

これは「報告を求める者の変更」というものです。

これは、本調査が従来、単身世帯の把握が非常に困難であるという特性を持っていること、調査員の負担がかなり重いとされていたことを踏まえまして、統計局で検討されて、まず一方で単身世帯数を増やすという変更をされております。

その一方で、トータルとしての負担を勘案しまして、2人世帯の世帯数は減らすということで変更されております。

続きまして、4ページ上の(3)ですが、これは調査方法の変更です。

6月の閣議決定を踏まえまして、オンラインの回答について、従来の希望がある40市区

という対象としていたものを、今般は全国に拡大されるという改善です。

3点目は、本委員会で審議をお願いしたい重点事項について、簡単に御説明いたします。大きく2点あります。

まず「(1)平成26年調査の実施に係る基本原則について」というものについてです。

先ほど御説明しましたとおり、今回の変更事項というのが、50事項程度に上るということでして、個別に御審議いただくと、かなり時間を要するということになるかと懸念されます。

したがいまして、審議の効率化を図る観点から、事務局である政策統括官室と調査実施者である統計局とで検討させていただき、今般の調査事項に共通する考え方を別途「基本原則」として作成させていただき、その変更事項と基本原則との関係を改正一覧として整理しました。それらについて、重点的に審議いただくという方法を検討させていただいております。

この方法につきましては、経済統計については、過去に数例前例があります。

これによりまして、審議漏れですとか、議論の手戻り等々が防げますし、審議の見える化が確保できるものと事務局としても考えております。

その一方で、変更内容の適否自体がこの基本原則というものによっているものですから、この基本原則自体が適当かどうか、必要十分なものになっているかどうかというところを審議する必要があるということで、審議の1点目に置かせていただいております。

次に(2)です。

これは、本委員会答申における「今後の課題」への対応ということでして、21年時点で、アからエまでの4点について、課題として御提示いただいております。

中身は省略いたしますが、既に平成24年統計法施行状況報告、本年5月ですが、本委員会で既に御審議いただき、既に実施済みとされた事項もございますので、その事項は審議は省略させていただくつもりです。

なお、申すまでもなく、閣議決定を踏まえましたオンライン調査ですが、これについては、今回の変更事項の柱の一つでございますので、御審議をお願いするという運びになります。

政策統括官室からの説明は以上でございます。

最後に、総務省統計局から何か補足があればお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 実施者の統計局です。

若干補足させていただきます。

この全国消費実態調査でございますが、家計の収入、支出、資産の三面から実態を把握するという調査ですけれども、例えば、収入、支出については、対象世帯の方に3か月間、毎日家計簿をつけていただいて、その全体を把握するという非常に詳細なことが分かる調査ですけれども、反面、調査回答をしていただく世帯の方の負担が重い調査であると言われております。

そういう意味で、負担と調査すべき内容とのバランスをはかるということが、良質な調査結果を得る上でも重要であると考えておりますので、審議に当たりましては、そういった観点の御配慮もお願いしたいと思います。

特に、今回、変更がある調査内容、調査項目等は、幾つか調査票がございますが、世帯票と呼ばれるものの変更が中心になっております。

この世帯票というのは、その名前のおり、世帯の属性を調べるものでございますけれども、世帯の属性を調べることによって、世帯の実態を把握する目的ではありません。

例えば、介護とか育児に関する項目を、今回、新設してございますが、世帯の介護、育児の実態を把握するためではなく、介護、育児の状況と家計の収支の関係、これを分析するために、回答していただいた世帯の方の介護状況に応じた分類というか、どういうグループがあるかというグループ分けを行いまして、それぞれのグループの特性の違いがどう影響してくるかということ进行分析するためのものですので、実態把握のために行う調査とは、目的、それから聞くべき内容が異なってくるという面がありますので、御留意をいただきたいと思います。

また、この調査負担の軽減という面からは、今、統括官室の御説明にもありましたとおり、オンライン回答というものが非常に大きな意味を持ってくると考えております。

前回調査では、40の市区についてのみこれが可能だったのですけれども、今回調査では、全国に拡大いたしまして、世帯の方が希望すれば、どなたでもオンラインで回答できるという形に改めたいと考えております。

調査方法の面からも、私どもとして、そのような負担軽減の努力もしておりますので、そういった面も含めて、トータルとして御審議いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

本件は、人口・社会統計部会に付議し、詳細については同部会で御審議いただきたいと考えておりますが、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

よろしければ、今、申しましたように、人口・社会統計部会に付議したいと考えております。

本日お休みですが、白波瀬委員に部会長をお願いしておりますので、御審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

以上、今回は4件の案件が諮問されました。これらの審議に御参加いただくために、臨時委員、専門委員を任命したいと考えております。

資料7にございますように、臨時委員を1名、専門委員を8名の方々に本日10月30日付で任命いたします。また、統計委員会令第1条第2項の規定によりまして「部会に属すべき臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する」とされておりますので、それぞれの諮問に合わせ、資料8のとおり指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいた

します。

中山委員、皆さん、自己紹介をなされましたので、もしよろしければお願いしたいと思います。

○中山委員 遅れましてまことに申し訳ありません。

新宿区長の中山と申します。

私は統計を活用する立場、また基礎自治体として統計の実施に携わる立場からお役に立てればと思います。

皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

本日用意しました議題は以上でございます。

何か皆様から御提案、御審議いただきたいことがございましたら、お願いしたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

なければ、以上で終了したいと思います。最後に次回の日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、次回の委員会です。

11月22日金曜日、13時から、この4号館の1208特別会議室で開催したいと思います。

詳細につきましては、別途御連絡申し上げます。

○樋口委員長 以上をもちまして、第69回の統計委員会を終了いたします。

ありがとうございます。

なお、引き続き基本計画部会を開催いたしますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。